

## 飯能市原市場の地名について 第五回

(池田)

埼玉県地名誌より入間郡飯能市の地名について拾い出してみました。  
昭和十八年飯能町及び清明、元加治、加治、南高麗の四村を合併して新たな飯能町を設置した。こえて同二十九年一月一日市制を施行して飯能市と称した。

その後同二十九年四月大字野田、大字仏子、大字新光(以上旧元加治村)を分離したが、同三十一年町村合併促進法に基づいて原市場、東吾野、吾野の三村を合併して現在に至っている。

### (旧) 飯能町

明治二十二年高麗郡下の飯能町および中山、久須美、小瀬戸、大河原、小岩井、永田の六村を合併して新たな飯能町を設置した。

なおこれよりさき明治十五年飯能町は飯能、久下分、真能寺の三村を合併して新たに飯能町を造成した。

### 飯能(はんのう)

飯能は古くは判乃と書き、加治郷加治庄加治領に属し、武藏七党丹党の判乃氏の在所である。

ハンノウの名義については諸説がある。「入間郡誌」および「飯能郷土史」は棟野、あるいは萩野と解し、いずれかといえば棟野が自然であろうとしている。

ハンノウは朝鮮語のハンナーラ、あるいはハンナイから出ているとみ大部落、大呂、または大野、大川のいずれかの意であるとしている。

ハンノウは古代からの都会であるとし、飯の集会所であったから、聚能(ハンノウ)と命名したものであるという。

筆者は飯能の文字はあくまで当て字で、諸国の飯野(イノ)、伊能(イノウ)、伊乃、井野、伊野と同意の地名で、もともとは「イノ」と呼んでいたところであろうと見ている。

飯を「イ」と読むことは常陸国飯野(イノ)をはじめその例が多く、能を「ノウ」と呼ばず「ノ」と呼んだことは古く判乃と書いたことで明らかである。

したがって「イノ」に飯能の文字を当てたがために「ハンノウ」と唱えるようになったとおもう。

当初の「いの」の意は水路(入間川)ある野の解釈を当てるのが、かなっているようにおもう。

### (旧) 清明村(せいめい)

明治二十二年高麗郡下の小久保、中居、青木、下加治、双柳、宮沢、平松、川崎、下川崎、芦苅場の十村を合併して新たな清明村を設置した。

#### (旧)加治村(かじ)

明治二十二年岩沢、笠縫、川寺、矢下嵐、前ヶ貫、阿須、落合の七村を合併して新たな加治村を設置した。

新村名は中世の加治荘の称にちなんだものである。なおこれよりさき明治七年岩沢村は上岩沢、下岩沢二村を合併したものである。

#### (旧)南高麗村（みなみこま）

明治二十二年高麗郡下の下直竹、竪生、上畠、下畠、岩渕の五村と上直竹上分、上直竹下分とを合併して新たに南高麗村を設置した。

新村名は高麗郡の最南端に位置していたためである。

#### (旧)原市場村（はらいいちば）

明治二十二年高麗郡下の原市場、赤沢、上赤工、下赤工、唐竹の五村と中藤村上郷、中藤村中郷、中藤村下郷とを合併して新たに原市場村を設置した。なおこれよりさき明治七年原市場村は原市場、曲竹二村を合併したものである。原市場(はらいいちば)

原市場は古くは日影郷加治領に属した。

「新記」によれば、正保のころは中藤、赤沢、原市場の三村は合わせて日影村と称えていたという。分村は元禄以降である。

原市場の名は市場がひらかれたことからおこっている。ただ、当時の市なるものは、多くの人家があったというわけでなくして、市の立つごとに人々が集まって来て、ここを交易の場所としたものと解せられる。

#### 唐竹(からたけ)

唐竹は加治領に属し、その名について「新記」は「住吉この村に高麗より移した竹あればとて土人呼て唐竹と云しとかや」と記している。

高麗郡の地であるからこのような伝説となったものであろうが、ここに唐竹というのは「竹類語彙」によればハチク(淡竹)、マダケ(苦竹)、マタクダケ(末竹)のことを総称して唱えたものようである。

#### 曲竹(まがたけ)

マガタケは、マガリタケであろう。「竹類語彙」によればマガリタケは竹林中の貧弱な竹で、直立できず巒客した竹をいい、またイタチオドリ、ウマジャクリともいって母竹としては不適当な竹であると述べている。

＜参考＞現在は曲竹(クセタケ)と呼ぶ。地名由来諸説では、下赤工竹際の河原から見上げると、蛇行する川が崖の下を曲がりくねっている様がよくわかる。曲岳(嶽)である。竹際(岳際)がまた字名。山崎の南、村の地名はここから起くる。昔はマガタケ。

## 赤工(あかだぐみ)

上、下赤工は古くは加治領に属した。

赤工の名はおそらくその土質によって命名されたものであろう。「色黒く質美にして稻梁とうりょう桑茶に適するあり或は赤く之に反するあり云々」とある。

されば赤工(アカダグミ)は本来アカクと呼ばれたのを赤工の文字を当てたものとみられる。アカクの「ク」には処の意があるから、赤工とは赤い土のところの意となり、この土地が一部赤土のところがあったので、それが地名のとなつたものと解される。

以上